

医薬発 1017 第 1 号
令和 7 年 10 月 17 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の公布及び施行について（通知）

標記については、本日、別添のとおり公布され、施行することとされたところです。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 354 号）の内容については下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管下市町村への周知方よろしくお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の経過措置を設けること。

第 2 改正の内容

1 経過措置

指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 5 月 1 日）前においても、薬事審議会の意見を聴くことができるものとする。こと。（第 1 条関係）

2 施行期日

1 については、公布の日から施行するものとする。こと。（附則関係）